

平成23年 3月1日（火）
国土交通省 関東地方整備局
高崎河川国道事務所

年度末（3月）の工事を抑制します！
～国道17号、国道18号、50号、17号上武道路～

高崎河川国道事務所では、年度末において、路上工事の集中化防止及び交通渋滞の低減を図る目的で路上工事抑制の取り組みを実施します。

群馬県内の直轄国道（国道17号、18号、50号、17号上武道路）

- 対象期間：3月1日～3月31日の1ヵ月間
- 対象工事：車線規制を伴う車道・歩道上の工事
- 対象除外工事
 - ・経常的な維持工事（路面清掃、除雪など）
 - ・常設作業帯内の工事及び交通規制を伴わない工事
 - ・道路の損傷、水・ガス漏れなどに対する緊急工事
 - ・安全確保の観点でやむを得ない工事（交通事故に伴う損傷復旧工事など）
 - ・開通に関連する工事（標識板設置工事など）
 - ・道路付属物・構造物の補修工事、防災等の工事

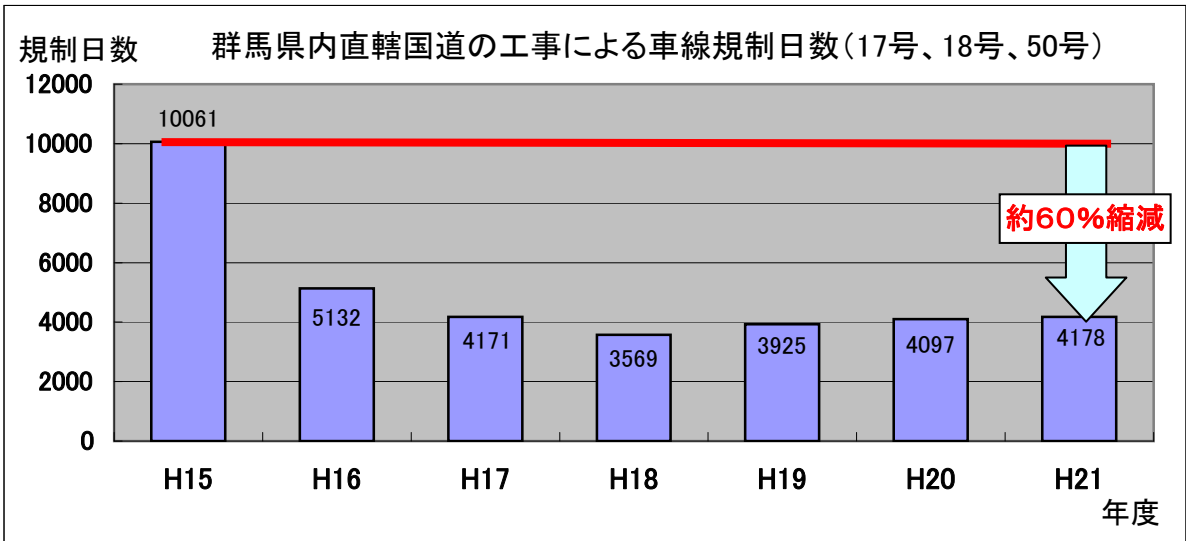
問い合わせ先

国土交通省関東地方整備局 高崎河川国道事務所 電話027-345-6000
副 所 長 松山 隆雄（まつやま たかお ） （内204）
道路管理第二課長 川平 吉則（かわひら よしのり） （内441）



高崎河川国道事務所では、路上工事の車線規制日数(時間)を縮減するため、各種施策に取り組んでいます。
 平成21年度では、平成15年度に比べ車線規制日数を年間で**約60%縮減**しています。

現在行っている施策		内 容
工事を抑制する対策	年度末工事抑制	3月の工事を抑制
	年末・年始工事抑制	年末・年始の工事を抑制
	行楽シーズン抑制	ゴールデンウィーク、お盆の時期の工事を抑制
工事の期間を短くする対策	集中工事	路上工事調整会議(道路管理者・占用企業者において工事の平準化・共同施工・集中工事等調整を実施
	掘り返し規制	舗装修繕工事を実施した箇所について、その後、5年間の掘り返しを抑制(緊急工事を除く)



※この日数は、年間の車線規制日数(占用工事含む)